

# 北海道パワープラン

(需給契約要綱)

2024年4月1日実施

北海道電力株式会社

## 北海道パワープラン

### 1 契約種別

この需給契約要綱（以下「この契約要綱」といいます。）の契約種別は、北海道パワープランといたします。

### 2 対象となるお客さま

動力を使用され、お客さまの需要場所を供給区域とする一般送配電事業者または配電事業者（以下「接続供給会社」といいます。）が定める託送供給等約款およびその他の供給条件等（以下「託送約款等」といいます。）の動力標準接続送電サービスまたは動力時間帯別接続送電サービスの対象で、お客さまが1年を通じてこの契約要綱の適用を希望され、かつ、当社との協議が整ったお客さまを対象といたします。

### 3 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式、供給電圧および周波数は、託送約款等に定めるところによるものといたします。

### 4 契約電力

契約電力は、契約主開閉器の定格電流にもとづき、電気標準約款[低圧]（首都圏エリア）（以下「標準約款」といいます。）別表3（契約容量および契約電力の算定方法）により算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。

なお、当社または接続供給会社は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。

### 5 料 金

- (1) 料金は、基本料金、電力量料金および標準約款別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、標準約款別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が標準約款別表2（燃料費調整）(1)ロ(イ)に該当する場合は、標準約款別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、標準約款別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が標準約款別表2（燃料費調整）(1)ロ(ロ)に該当する場合は、標準約款別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

## イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、契約電力が0.5キロワットの場合の基本料金は、契約電力が1キロワットの場合の基本料金の半額といたします。また、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約電力1キロワットにつき	1,098円05銭
---------------	-----------

## ロ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

1キロワット時につき	25円57銭
------------	--------

- (2) 6（その他）(4)の場合を除き、料金から再生可能エネルギー発電促進賦課金を差し引いたものおよび再生可能エネルギー発電促進賦課金のそれぞれから消費税等相当額を差し引いた金額（以下「税抜金額」といいます。）の合計に100分の10を乗じて算定してえた金額と、消費税等相当額（料金から再生可能エネルギー発電促進賦課金を差し引いたものに係る消費税等相当額および再生可能エネルギー発電促進賦課金に係る消費税等相当額の合計といたします。）との差額が生じた場合の料金は、(1)にかかわらず、(1)によって料金として算定された金額にその差額を加えたものといたします。

なお、税抜金額の単位は、それぞれ1円とし、その端数は、それぞれ切り上げます。

また、税抜金額の合計に100分の10を乗じて算定してえた金額、料金から再生可能エネルギー発電促進賦課金を差し引いたものに係る消費税等相当額および再生可能エネルギー発電促進賦課金に係る消費税等相当額の単位は、それぞれ1円とし、その端数は、それぞれ切り捨てます。

## 6 そ の 他

- (1) 変圧器、発電設備および蓄電池その他を介して、電灯または小型機器を使用することはできません。
- (2) 契約期間満了に先だって、原則としてこの契約要綱以外の他の契約種別に需給契約を変更することはできません。
- (3) この契約要綱から他の契約種別に変更された後1年に満たないお客さまについては、原則としてこの契約要綱を適用いたしません。
- (4) 標準約款20（料金等のお知らせおよび請求）(3)によって料金とあわせて発行手数料を支払っていただく場合で、税抜金額および標準約款20（料金等のお知らせおよび請求）(4)に定める発行手数料から発行手数料に係る消費税等相当額を差し引いた金額（以下

「発行手数料に係る税抜金額」といいます。)の合計に100分の10を乗じて算定してえた金額と、消費税等相当額(料金から再生可能エネルギー発電促進賦課金を差し引いたものに係る消費税等相当額、再生可能エネルギー発電促進賦課金に係る消費税等相当額および発行手数料に係る消費税等相当額の合計といたします。)との差額が生じたときは、料金および発行手数料とあわせてその差額を支払っていただきます。

なお、発行手数料に係る税抜金額の単位は、1円とし、その端数は、切り上げます。

また、税抜金額および発行手数料に係る税抜金額の合計に100分の10を乗じて算定してえた金額、料金から再生可能エネルギー発電促進賦課金を差し引いたものに係る消費税等相当額、再生可能エネルギー発電促進賦課金に係る消費税等相当額および発行手数料に係る消費税等相当額の単位は、それぞれ1円とし、その端数は、それぞれ切り捨てます。

(5) この契約要綱に定めのない事項については、標準約款によるものといたします。

# 附 則

## 1 実 施 期 日

この契約要綱は、2024年4月1日から実施いたします。

## 2 契約電力についての特別措置

- (1) 当社以外の小売電気事業者から電気の供給を受けていたお客さまが新たにこの契約要綱にもとづく需給契約を希望される場合は、4（契約電力）にかかわらず、当社以外の小売電気事業者との需給契約における契約電力等を基準として、協議により契約電力を定めることがあります。この場合、契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

なお、協議により定めた契約電力が、負荷の実情に比べて不相当と認められる場合は、原則としてこの特別措置を適用いたしません。

- (2) (1)により契約電力を定めているお客さまが、需要場所における負荷設備を変更される場合には、原則として、4（契約電力）により契約電力を定めます。

## 3 この契約要綱の実施にともなう切替措置

この契約要綱実施の日を含む料金の算定期間の料金の算定にあたっては、標準約款 17（料金の算定）および標準約款 18（日割計算）に準じて日割計算を行ない、料金を算定いたします。